

ドコモでんき dポイント提供条件

1. (本提供条件の適用)

1. 株式会社NTT ドコモ（以下「当社」といいます。）は、当社が取次ぎとして販売し、NTT アノード エナジー株式会社が小売電気事業者として電気を供給するドコモでんき（以下「ドコモでんき」といいます。）の契約者（ドコモでんき供給約款（以下「約款」といいます。）に定める需給契約の契約者をいい、以下「お客さま」といいます。）に対し、この「ドコモでんき dポイント提供条件」（以下「本提供条件」といいます。）に基づき、dポイントの進呈（以下「本施策」といいます。）を行います。お客さまは、本提供条件の内容に同意したうえで、本施策をご利用いただくものとします。
2. 本提供条件で使用する用語の意味は、本提供条件に別段の定めがある場合を除き、約款および当社が別に定めるdポイントクラブ会員規約（以下「dポイント会員規約」といいます。以下、これらを併せて「関連規定」といいます。）に定めるところによります。
3. 本提供条件は、dポイント会員規約の特約の一部として構成され、本提供条件に定めのない事項は、dポイント会員規約およびdポイントクラブサイトの定めるところによるものとします。
4. 本提供条件と関連規定との間に矛盾、抵触が生じた場合は、本提供条件を優先して適用するものとします。

2. (本施策の概要)

本施策は、dポイント会員規約に定めるdポイントクラブ会員（以下「dポイントクラブ会員」といいます。）であるお客さまが、以下いずれかの条件を満たした場合に、ドコモでんきの利用料金（以下「料金」といいます。）に応じて、dポイント会員規約および本提供条件の定めに従い、dポイントを進呈することをその内容とします。

- (1) お客さまが回線契約を締結している場合：需給契約と対になる回線契約（以下「特定回線」といいます。）の携帯電話番号を当社に届け出ること、または、当社が別に定めるdアカウント規約に基づき当社が発行したキャリアフリーdアカウント（以下「キャリアフリーdアカウント」といいます。）を当社に届け出ること
- (2) お客さまが回線契約を締結していない場合：当社が別に定めるdアカウント規約に基づき当社が発行したキャリアフリーdアカウントを当社に届け出ること

3. (dポイントの進呈)

1. 当社は、料金に応じ、本条各項の定めに従って計算された d ポイントを、d ポイントクラブ会員に進呈します。なお、進呈数を計算する際のポイント進呈対象料金の最小単位は 100 円とし、100 円未満が生じる場合は切り捨てるものとします。
2. 当社は、当社が d ポイントを付与する日の属する月の初日（以下「会員判定日」といいます。）の時点において、お客さまが d ポイントクラブ会員である場合、約款に定める料金の算定期間における料金のうち燃料費等調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金、消費税および地方消費税相当額、工事費ならびに手数料その他当社が指定する金額を除いた額（以下「本対象額」といいます。）に対し、当社が d ポイントを付与する日の属する月の前月の末日（以下「還元率判定日」といいます。）におけるお客さまの回線契約、d カードのご契約および支払方法の設定状態に応じて適用される下表の還元率（以下「還元率」といいます。）を乗じる方法により d ポイントのポイント数を計算します。なお、約款に定める検針期間中に料金プラン等の変更を行った場合、変更前後それぞれの期間で算定された本対象額に対し、それぞれの期間に適用される還元率を乗じる方法により d ポイントのポイント数を計算します。

(ア) 料金プランがドコモでんき Green（グリーン）の場合

（北海道、東北、関東、北陸、中国、四国エリア）

回線契約要件*1	d カード 契約要件	支払方法 設定要件	還元率
2019 年 10 月以降の料金 プラン*2 を特定回線に指定 または OCN モバイル ONE をご契約*3	特定回線*4 を d カード GOLD のご利用携帯電話 番号として登録*5	d カード	6%
		上記以外	5%
	上記以外	d カード	4%*6
		上記以外	3%*7
上記以外	—	d カード	2%*6
		上記以外	1%*7

(中部、関西、九州エリア)

回線契約要件*1	dカード 契約要件	支払方法 設定要件	還元率
2019年10月以降の料金 プラン*2を特定回線に指定 または OCN モバイル ONE をご契約*3	特定回線*4をdカード GOLDのご利用携帯電話 番号として登録*5	dカード	10%
		上記以外	9%
	上記以外	dカード	5%*6
		上記以外	4%*7
上記以外	—	dカード	2%*6
		上記以外	1%*7

- *1 お客さまが還元率判定日以前にドコモでんき Green (グリーン) の解約を希望した場合、回線契約要件を「上記以外」としてdポイントのポイント数を計算します。
- *2 第4条に定める2019年10月以降に提供開始している料金プランをいいます。
- *3 第2条第2号にもとづいてキャリアフリーdアカウントを当社に届け出ているお客さまが、OCN モバイル ONE をご契約の場合、当該キャリアフリーdアカウントと当社の発行するOCN ID (2023年6月30日以前にエヌ・ティ・ティレゾナント株式会社が発行したものを含み、以下「OCN ID」といいます。)を連携のうえ、当社所定の方法により特典適用の登録をすることが必要です。還元率判定日時点で本条件を満たしていない場合は、本回線契約要件を満たしていないものとしてdポイントのポイント数を計算します。
- *4 特定回線の名義は、需給契約の名義と同一である必要があります。
- *5 OCN モバイル ONE をご契約の場合は、当該契約と紐づけて管理されるキャリアフリーdアカウントにdカードGOLDが紐づいていることが必要です。
- *6 還元率判定日の時点で、特定回線の携帯電話番号をdカードのご利用携帯電話番号として登録していない(OCN モバイル ONE をご契約の場合は、当該契約と紐づけて管理されるキャリアフリーdアカウントにdカードが紐づいていない)場合は、支払方法設定要件を「上記以外」としてdポイントのポイント数を計算します。
- *7 還元率判定日の時点で、特定回線の携帯電話番号をdカードのご利用携帯電話番号として登録しておらず(OCN モバイル ONE をご契約の場合は、当該契約と紐づけて管理されるキャリアフリーdアカウントにdカードが紐づいておらず)、かつ①特定回線に紐づく当社が別に定めるdアカウント規約に基づき当社が発行したドコモ回線dアカウント(以下「ドコモ回線dアカウント」といいます。)または②需給契約に紐づくキャリアフリーdアカウントにつき、dアカウント規約に定める利用者情報登録(以下「利用者情報登録」といいます。)を実施していない場合、dポイントの進呈は行いません。

(イ) 料金プランがドコモでんき Basic (ベーシック) の場合

(北海道、東北、関東、中部、関西、北陸、中国、四国、九州エリア)

回線契約要件 ^{*1}	支払方法設定要件	還元率
2019年10月以降の 料金プラン ^{*2} を特定回線に指定 または OCN モバイル ONE をご契約 ^{*3}	dカード	2% ^{*4}
	上記以外	1% ^{*5}
上記以外	dカード	1% ^{*4}
	上記以外	0.5% ^{*5}

- *1 お客さまが還元率判定日以前にドコモでんき Basic (ベーシック) の解約を希望した場合、回線契約要件を「上記以外」として d ポイントのポイント数を計算します。
- *2 第4条に定める2019年10月以降に提供開始している料金プランをいいます。
- *3 第2条第2号にもとづいてキャリアフリーdアカウントを当社に届け出ているお客さまが、OCN モバイル ONE をご契約の場合、当該キャリアフリーdアカウントとOCN IDを連携のうえ、当社所定の方法により特典適用の登録をしていることが必要です。還元率判定日時点で本条件を満たしていない場合は、本回線契約要件を満たしていないものとして d ポイントのポイント数を計算します。
- *4 還元率判定日の時点で、特定回線の携帯電話番号を d カードのご利用携帯電話番号として登録していない (OCN モバイル ONE をご契約の場合は、当該契約と紐づけて管理されるキャリアフリーdアカウントに d カードが紐づいていない) 場合は、支払方法設定要件を「上記以外」として d ポイントのポイント数を計算します。
- *5 還元率判定日の時点で、特定回線の携帯電話番号を d カードのご利用携帯電話番号として登録しておらず (OCN モバイル ONE をご契約の場合は、当該契約と紐づけて管理されるキャリアフリーdアカウントに d カードが紐づいておらず)、かつ①特定回線に紐づくドコモ回線 d アカウントまたは②需給契約に紐づくキャリアフリーdアカウントにつき、利用者情報登録を実施していない場合、d ポイントの進呈は行いません。
3. 本対象額を算定する過程で、消費税額および地方消費税相当額を除くにあたり、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り上げします。また、d ポイントのポイント数を計算するにあたり、1ポイント未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てします。
4. 第1項および第2項の定めにかかわらず、お客さまが次の各号のいずれかに該当した場合、d ポイントの進呈は行いません。
- (1) 会員判定日および d ポイントの付与時点で、お客さまが d ポイントクラブ会員でないとき
- (2) その他、当社の業務遂行上支障があるときまたは当社が不相当と判断したとき
5. お客さまに対する d ポイントの付与は、原則として、料金に係る請求月の月末までに行います。ただし、対象額または d ポイントの算定等における特別の事情がある場合は、その限りではありません。

ません。

4. (d ポイント付与に係る回線契約の内容)

前条に定める 2019 年 10 月以降に提供開始している料金プランは、以下のとおりとします。

2019 年 10 月以降に提供開始している料金プラン	home 5G プラン、LTE 上空利用プラン、U15 はじめてスマホプラン、5G ギガホ プレミア、ギガホプレミア、はじめてスマホプラン、ahamo、5G ギガホ、5G ギガライト、5G データプラス、ギガホ 2 (Xi)、ギガライト 2 (Xi)、データプラス 2 (Xi)、ケータイプラン 2 (Xi)、キッズケータイプラン 2 (Xi)、キッズケータイプラン 3、home でんわ、eximo、irumo、ちかく専用プラン
-----------------------------	---

5. (本提供条件の変更)

1. 当社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、お客さま等に対して当社が適当と判断した方法にて公表または通知することにより、本提供条件の内容を変更することができるものとし、変更日以降は変更後の本提供条件の内容が適用されるものとします。
 - (1) 本提供条件の変更が、お客さま等の一般の利益に適合するとき
 - (2) 本提供条件の変更が、本提供条件の目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
2. 前項の規定にかかわらず、当社は、当社が必要と認めたときには、d ポイントクラブ会員へ当社が適切と判断した方法にて公表または通知することにより、本施策の内容 (d ポイントの還元率を含みます。) を変更することができるものとし、変更日以降はこれらが適用されるものとします。

附則

(適用期日) (2022年2月28日 制定)

本提供条件は、2022年3月1日から適用します。

(適用期日) (2022年3月22日 第1回改定)

本提供条件は、2022年3月22日から適用します。

(適用期日) (2022年9月14日 第2回改定)

本提供条件は、2022年9月14日から適用します。

(適用期日) (2023年2月24日 第3回改定)

本提供条件は、2023年2月24日から適用します。

(適用期日) (2023年6月1日 第4回改定)

本提供条件は、2023年6月1日から適用します。

(適用期日) (2023年7月1日 第5回改定)

本提供条件は、2023年7月1日から適用します。

(適用期日) (2023年9月1日 第6回改定)

本提供条件は、2023年9月1日から適用します。

(適用期日) (2024年1月1日 第7回改定)

本提供条件は、2024年4月に請求する料金に係るポイント進呈より適用します。

(適用期日) (2024年4月1日 第8回改定)

本提供条件は、2024年4月1日から適用します。

ただし、3. (dポイントの進呈) については、2024年7月に請求する料金に係るポイント進呈より適用します。2024年6月以前については、2024年1月1日適用の「ドコモでんき dポイント提供条件」を適用します。